自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）	第五十六条第三号	隊員又は	配偶者同行休業をした隊員又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣された隊員
		隊員、	配偶者同行休業をした隊員又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣された隊員
	第百二十条の十五第三項	隊員及び	交流派遣された隊員
		隊員、	交流派遣された隊員及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣された隊員
国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令（平成七年政令第四百三十八号）	第一条	九　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十一条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員	九　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十一条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員 十　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項の規定により派遣されている職員
防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）	第一条	九　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員	九　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員 十　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項の規定により派遣されている職員

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

2　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。

附則第三項中「附則第三項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3　復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十八人」とする。

（行政機関職員定員令の一部改正）

3　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、一四〇人」を「一、一四一人」に、「一五人」を「一六人」に改め、同表合計の項中「二九六、二一七人」を「二九六、二一八人」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
防衛大臣　中谷　元

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十七号

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行期日は、平成二十七年六月二十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
防衛大臣　中谷　元

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十八号

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令

内閣は、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第七条第五項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九条（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項並びに同項において読み替えて準用する同法第三条第二項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第三項、第十二条第一項及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の例に係る負担金の金額）

第一条　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（以下「法」という。）第七条第四項（法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第一号において「読替え後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により組織委員会（法第二条に規定する組織委員会をいう。以下同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　組織委員会　当該派遣職員（法第四条第七項（法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る読替え後の国共済法第九十九条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣職員に支給した報酬（読替え後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項又は同条第十三項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替え後